

# daily コラム

2026年1月14日(水)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email [tfc@wakei-kai.com](mailto:tfc@wakei-kai.com)

—令和8年度税制改正—

## ④ 法人課税編

### 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

危機管理投資・成長投資による「強い経済」実現のため、国内で高付加価値化型の設備（特定生産性向上設備等）に大胆な投資を促す税制が創設されます。

国の確認を受けた日から5年経過日までに取得価額の合計額 35 億円以上（中小企業者等は 5 億円以上）および ROI（投資利益率）15%以上の設備投資を行う法人は、投資額 100%の即時償却または取得価額の 7%（建物、附属設備、構築物は 4%）の税額控除（法人税額の 20%を上限）を選択できます。一定の要件を満たす場合には、控除限度超過額は 3 年間の繰越しができます。

### 試験研究に係る税額控除制度の創設

研究開発税制に新たな制度が設けられます。産業技術力強化法の重点研究開発計画の認定を受けた法人が 5 年以内に重点産業技術（AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）に係る試験研究を行った場合には、試験研究費の額の 40%（特別重点産業技術試験研究費については 50%）の税額控除（法人税額の 10%を上限）を受けます。試験研究費の額が前期を上回る場合は、控除限度超過額は 3 年間、繰越しできます。

### オープンイノベーション促進税制は拡充

オープンイノベーション税制は、M&A 型の拡充等を行ったうえで 2 年延長します。M&A 型はスタートアップの発行済株式の 50%超（上限 200 億円）を取得した法人が株式取得価額の 25%以下の金額を所得控除できる制度です。令和 8 年度改正では、3 年以内に出資割合 50%超となる見込みの場合においても、株式取得価額の 20%以下の金額を所得控除できるようになります。

### 賃上げ促進税制は大企業向けを廃止

賃上げ促進税制は、賃上げが順調に進む大企業向けを適用期限を待たずに令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止。中堅企業向けは、より高い賃上げを促す下記の要件を強化したうえで令和 9 年 3 月 31 日をもって廃止します。

- ① 税額控除率 10%の適用要件：給与支給額の増加率 4%以上（現行 3%以上）
- ② 継続雇用者の税額控除率の加算措置：給与支給額の増加率 5%以上で 5%加算、増加率 6%以上の場合は 15%加算

中小企業向けは、防衛的賃上げに取り組む企業に配慮し、現行制度を維持します。

なお、教育訓練費を増加させた場合の上乗せ措置は廃止されます。



重点産業技術の研究開発を加速させて競争力を高めます。